

公告

令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託(保委第 1 号)を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 11 月 5 日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1 入札に付する事項

(1) 名称及び数量

令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託(保委第 1 号)
衛星デジタル画像データ作成 1 式

(2) 仕様・規格

9 に定める入札説明書による。

(3) 履行期限

令和 8 年 2 月 20 日 (火)

(4) 成果品納入場所

青森県農林水産部林政課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしているものであり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定するものに該当しない者であること。

イ 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿 (R 7. 10. 1 ~ R 8. 9. 30) (青森県財産管理課)において、業種が「調査及び研究に係るもの」、種目が「その他」で登録されたものであること。

ウ 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ 2 の (1) に定める資格を有することについて次に従い、制限付き一般競争入札参加資格審査申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 15 分

イ 提出場所

青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県農林水産部林政課森林保全グループ（青森県庁北棟 4 階）

3 契約条項等を示す場所等

（1）契約条項等を示す場所

2 の（2）のイに定める場所に同じ。

（2）契約条項等を示す期間

令和 7 年 11 月 5 日（水）から令和 7 年 11 月 19 日（水）まで

4 入札及び開札の日時及び場所

（1）日時

令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 3 時

（2）場所

青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県庁北棟 4 階農林水産部 B 会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

契約保証金は、青森県財務規則第 159 条の規定による。

6 入札の無効

申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

青森県財務規則第 137 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約の取り交わし時期

落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

① 交付場所

2 の（2）のイに定める場所と同じ。なお、青森県農林水産部林政課ホームページ

において公開する。

② 交付期間

4の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林保全グループ(青森県庁北棟4階)

電話(直通)017-734-9522

入札説明書

1 契約担当者

青森県知事 宮下 宗一郎

2 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 名称

令和7年度衛星デジタル画像データ作成業務委託（保委第1号）

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年2月20日（金）

(4) 成果品納入場所

青森県農林水産部林政課

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部林政課森林保全グループ

TEL 017-734-9522(担当:金親)

FAX 017-734-8145

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月20日（木）午後3時

(2) 場所

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁北棟4階農林水産部B会議室

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしているものであり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定するものに該当しない者であること。

(2) 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（R7.10.1～R8.9.30）（青森県財産管理課）において、業種が「調査及び研究に係るもの」、種目が「その他」で登録されたものであること。

(3) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、

知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査等

- (1) 入札の参加を希望する者は、審査申請書(別紙 様式1)に次に掲げる関係書類を添えて、令和7年11月14日(金)午後5時15分までに青森県農林水産部林政課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について、説明並びに必要な応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、証明書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名し、押印しなければならない。

ア 業務実績証明書(別紙 様式2)

イ 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格(R7.10.1~R8.9.30)の認定通知書の写し

- (2) (1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (3) (1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

7 入札書(別紙 様式3)の記載要領

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書には、入札年月日、入札者名(入札に係る業務番号及び業務名)を記載の上、入札者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名し押印しなければならない。

8 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙 様式4)を入開札前までに青森県農林水産部林政課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵送、電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

9 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札執行回数

原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第132条第1項第2号の規定により免除とする。

契約保証金は、青森県財務規則第159条の規定による。

12 落札者の決定方法

- (1) 青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

13 再度入札等

- (1) 開札した場合において、落札者となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。また、1回目の入札に参加しなかった者は、2回目以降の入札に参加できないものとする。
- (2) 無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

14 入札の無効

- (1) 入札の参加資格がない者がした入札
- (2) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

15 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が上記に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

16 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書の定めるところにより行うものとする。

17 契約代金の支払方法

契約代金は、上記 16 の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

18 その他

この競争入札を行う場合において、了知し、かつ遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第 4 条第 8 項を除く)記載のとおりとする。

(別紙 様式 1)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 印

担当者氏名 印

連絡先
電話番号
ファックス番号

制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

制限付き一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名

令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託（保委第 1 号）に係る制限付き一般競争入札

2 申請書の提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）

3 提出書類の名称

(1) 業務実績証明書（別紙 様式 2）

(2) 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格（R 7. 1 0. 1～R 8. 9. 3 0）の認定通知書の写し

(別紙 様式 2)

業務実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託（保委第 1 号）に係る制限付き一般競争入札（令和 7 年 11 月 5 日付け公告）に係る当該業務実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名
令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託（保委第 1 号）に係る制限付き一般競争入札
- 2 開札日時
令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 3 時

3 過去の関連業務実績

実施年度	業務名	業務内容	備考

- 4 添付書類
契約書（写）その他

(別紙 様式 3)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

印

入 札 書

	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 1 業務番号 保委第 1 号
- 2 業 務 名 令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託

備考
契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。

(別紙 様式 4)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名 令和 7 年度衛星デジタル画像データ作成業務委託(保委第 1 号)に係る制限付き一般競争入札

開 札 日 令和 7 年 11 月 20 日 (木)

開札場所 青森県庁北棟 4 階農林水産部 B 会議室

業務委託契約書（案）

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

上記当事者間において、衛星デジタル画像データ作成業務の委託のため、次のとおり契約を締結した。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

業務番号 保委第1号
業務名 令和7年度衛星デジタル画像データ作成業務委託
業務内容 別冊仕様書のとおり

（履行期限）

第2条 委託業務の履行期限は、令和8年2月20日（金）までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（暴力団排除）

第5条 受注者は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（権利譲渡の制限）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（主任技術者等）

第8条 受注者は、委託業務の技術上の管理を行う管理技術者及び業務を処理する担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者及び担当技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者及び担当技術者の選定に当たっては、必要な知識及び技能を有し、かつ、

委託業務を適切に処理することができる者と認められる者を選定するものとする。

- 3 発注者は、管理技術者又は担当技術者が委託業務を処理することが不適切であると認められる場合は、受注者に対し、当該技術者の交代を申し出ることができる。
- 4 受注者は、発注者から前項の申出があったときは、当該技術者を交代させるものとする。

(指示監督)

第9条 受注者は、委託業務の遂行に際し、発注者の監督及び指示に従うものとする。

(進捗状況の報告)

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(委託業務の実施に係る損害)

第11条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由を除き、受注者の負担においてその賠償をするものである。

(成果品の検査)

第12条 受注者は、委託業務が完了したときは、履行期限までに成果品を提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、成果品を受理してから10日以内に検査を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の検査の結果、その旨を書面により受注者に通知するものとする。
- 4 第2項の検査に合格しなかったときは、受注者は、発注者の指示する期日までに成果品を補正したうえ提出し、再検査を受けなければならない。
- 5 前項の再検査については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(所有権の移転時期)

第13条 成果品の所有権は、前条の検査に合格した通知を受けた後、引継書を提出し、受理をもって発注者に移転するものとする。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、第12条第3項（同条第5項において準用する場合も含む。）の規定による通知を受けた後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第15条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかったときは、当該履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じて、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として委託者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約解除)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 5 条、第 6 条又は第 7 条の規定違反したとき。
- (3) 正当な理由なく、発注者の監督又は指示に従わなかったとき。
- (4) 第 10 条の規定による報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

(違約金)

第 17 条 発注者は、第 16 条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として、受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第 18 条 発注者は、第 16 条の規定によりこの契約を解除した場合において、第 17 条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(委託業務内容の変更等)

第 19 条 発注者は、必要により委託業務の内容を変更し、又は委託業務遂行の一時中止を受注者に指示することができる。この場合において、委託料を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(義務の免除等)

第 20 条 発注者と受注者双方の責めに帰することができない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、発注者の承認を得てその全部又は一部についての義務に免れることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定により免れた義務に係る全部又は一部についての委託料を支払わないものとする。

(協議事項)

第 21 条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

衛星デジタル画像データ作成業務仕様書

本仕様書は、衛星デジタル画像を活用した保安林管理システムの構築に資するため、衛星デジタル画像データ作成業務の仕様を示したものである。

1 衛星デジタル画像データ整備

(1) 画像データの種類

別に定める「衛星デジタル画像データのオルソ化仕様」に基づきオルソ化した、1.5mの解像度を有したカラーオルソ画像データ（以下「画像データ」という。）を取得すること。

(2) 画像データ等の整備範囲

画像データについては、別図「撮影範囲図」の青森県を撮影範囲とすること（島嶼部は原則として対象外とする。）。

(3) 画像データの撮影年

令和7年度撮影の画像データを取得すること。

(4) 画像データに含まれる雲量及び積雪

- ① 都道府県管轄区域内で、おおむね10%以内とすること（陸域を対象とした場合）。
- ② 上記割合以内の画像データがない場合、前年度までに撮影されたデータの中から雲量及び積雪が最も少ないもので補完することとするが、その際は事前に協議を行うこと。

(5) 画像データの選定

画像データについては、当該業務の趣旨に即したもの（保安林内における森林変化抽出支援ソフト（令和5年度版）（以下「抽出ソフト」という。）で森林変化域の差分抽出ができること等）を選定すること。

(6) 画像データの色調等

4バンド（B/G/R/NIR）8ビットを有すること。

2 成果品の提出

○ 衛星デジタル画像データ

(1) 画像データ

画像管理ファイル等とともに、DVDやポータブルハードディスク等のメディアにより提出すること。

(2) その他資料

提出図郭を表す資料を提出すること。

(3) 数量

一式（2セット）

3 留意事項

○ 画像データ等のライセンス（使用許諾範囲）について

画像データは、以下の範囲及び内容でのみ使用できるものとし、適正に管理するものとする。

なお、使用許諾の範囲及び内容について疑義がある場合は、林野庁治山課に確認するものとする。

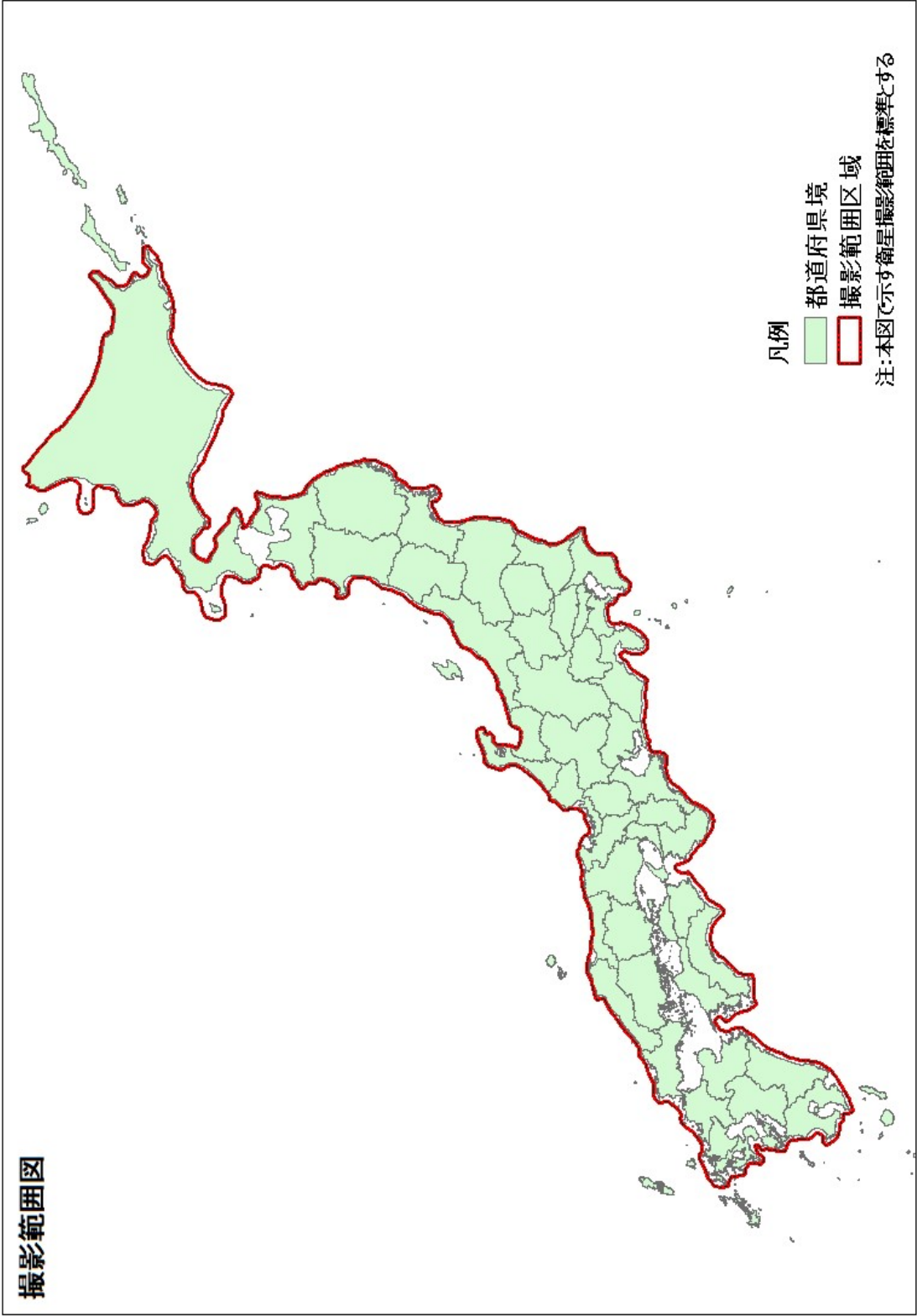
① 国

林野庁の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備事業以外の業

務で第三者に委託して実施する場合は、別に使用許諾を得るものとする。

② 地方公共団体

都道府県の林務関係部局（試験研究目的を除く。）の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備事業以外の業務で第三者に委託して実施する場合及び都道府県の他部局の業務又は市町村における業務で使用する場合は、別に使用許諾を得るものとする。



衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（基準）

衛星デジタル画像データについては以下の方法により、オルソ化し、提出図郭ごとに切り出すこととする。

1 座標系

使用する座標系は世界測地系の平面直角座標系とすること。

2 オルソ化後の位置精度

オルソ化に当たっては、国土地理院発行の2万5千分の1地形図及び数値地図10mメッシュ（標高）と同等以上の位置精度を基準としてオルソ化すること。また、2万5千分の1地形図と同等以上の位置精度が取得できるようにGCP補正を行うこと。

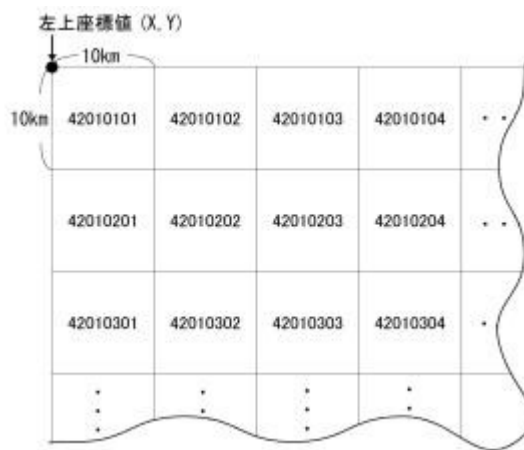
3 オルソ化した画像の納品図郭

- ① 座標系ごとに指定する左上座標値(X, Y)を基準として、10km×10kmのメッシュを南方向及び東方向に連続して設定し、そのうち取得範囲に係るメッシュを提出図郭とし、図郭ごとに切り出して提出すること。
- ② 座標値は別表「オルソ化画像（10kmメッシュ）に付する図郭の左上座標値」によること。
- ③ 図郭番号（10kmメッシュコード）は「都道府県ID（※）+座標系番号+行番号+列番号」とし、下図に基づき図郭番号を割り当てること。

4 2	0 1	0 1	0 1
↓	↓	↓	↓
都	座	行	列
道	標		
府	系		
県			
ID			
※			



図郭番号（10kmメッシュコード）割り当て手法



※成果例は資料1を参照

○都道府県 I D

都道府県	ID
青森県	02

○オルソ化画像（10km メッシュ）に付する図郭の左上の平面直角座標系の座標値（XとYを逆転）

座標系	都道府県	左上座標値	
		X	Y
10	青森	-90000	180000

4 オルソ化した画像のファイル形式及びファイル名（資料1参照）

- ① オルソ化した画像のファイル形式は、GeoTiff 形式とすること。
- ② オルソ化した画像のファイル名は、「10km メッシュコード_00+撮影年の下二桁.tif」とし、画像データが同じ 10km メッシュ内で異なる撮影年次の場合、ファイル名に「10km メッシュコード_それぞれの撮影年の下二桁.tif」とすること。
 ※ 例1：10km メッシュコード 43020307 に当たる 2004 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は 43020307_0004.tif、とすること。
 ※ 例2：2 次メッシュコード 42010202 に当たる 2005 年及び 2006 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は 42010202_0506.tif、とすること。

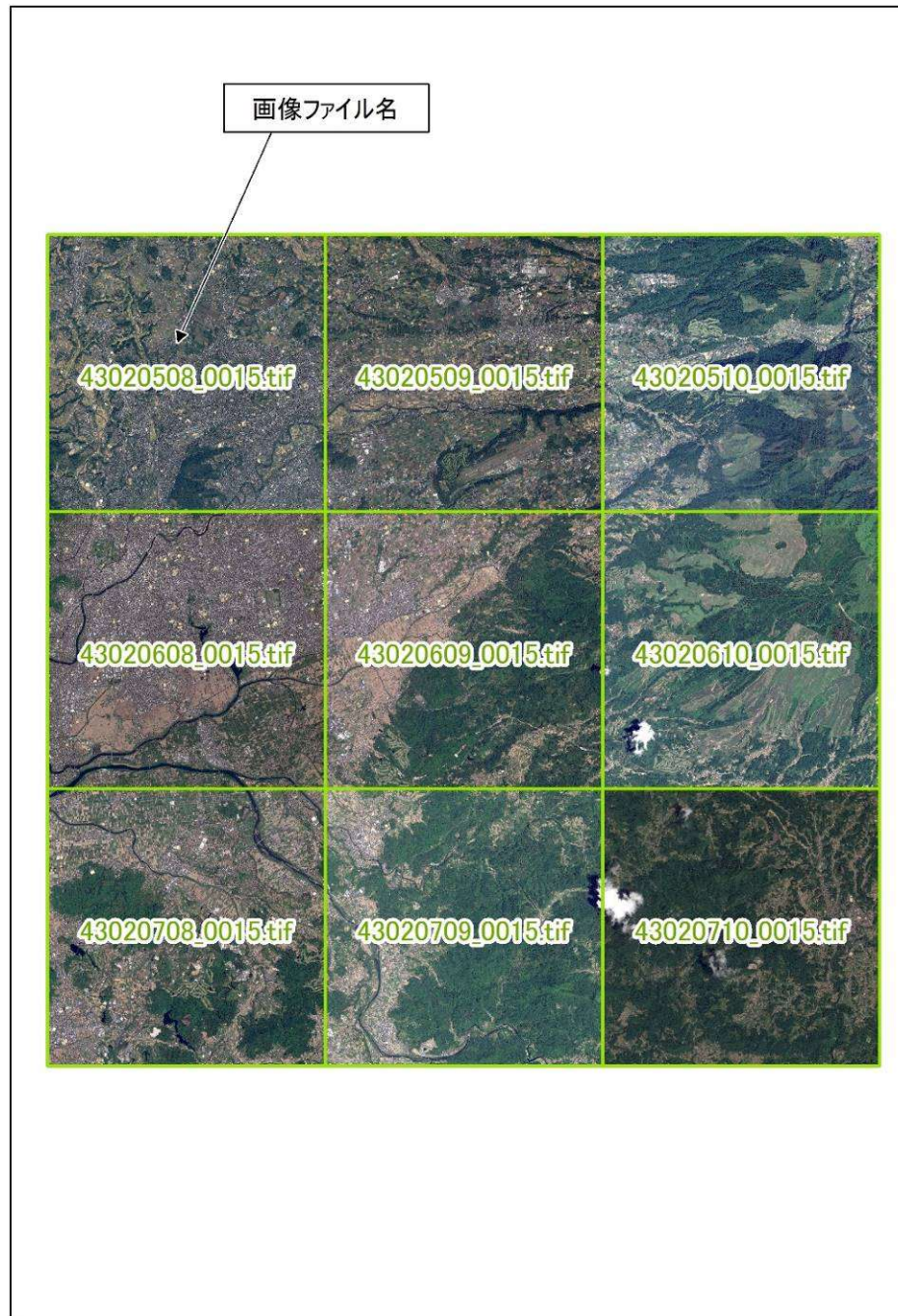
都道府県名	ファイル名	衛星名	撮影年月日	撮影角度
A 県	42010202_0000	SPOT7	2016年4月1日	11.069°
B 県	41020202_0016	SPOT6、SPOT7	2016年6月9日、 2016年11月23日	4.232°、 18.343°
C 県	41020203_1516	SPOT7	2015年10月1日、 2016年10月2日	12.328° 、 16.449°

5 画像管理ファイルの作成及び接合処理（資料2参照）

- ① ひとつの 10km メッシュ内で、異なる撮影年次のシーンが含まれる場合は、それらを接合したものとする。
- ② 撮影年次の境界を明確にするため、資料2の様式により、都道府県単位でシーンごとの境界を示すポリゴン（シェープファイル（画像管理ファイル））を作成すること。
- ③ ファイル名は、「○○県画像管理.shp」とすること。
- ④ ポリゴンの属性は、都道府県名、衛星名、撮影年月日、撮影角度、ファイル名とすること。
- ⑤ 座標系は画像データと同一とすること。

資料 1

オルソ化した画像の納品図郭番号（10km メッシュコード）及びファイル名の割当例



資料 2

画像管理ファイル（ポリゴン（赤線）の shp ファイル）と
オルソ画像の提出図郭（10km メッシュコード）の例

納品図郭資料（画像出力図）

